

○七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給金交付要綱

令和2年3月23日

告示第73号

改正 令和2年5月1日告示第155号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、支障を生じている中小企業者が経営の安定に必要な資金の融資を受けた場合に、当該融資に係る利子において利子補給金を交付するものとし、その交付については、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象資金)

第2条 利子補給の交付の対象となる資金は、令和2年3月1日から令和3年5月31日までに株式会社日本政策金融公庫又石川県より融資される運転資金のうち、次の表に定めるものとする。ただし、借換えによる融資については、既に本制度による認定を受けた融資に限り認めるものとする。

【別記1 参照】

(利子補給の対象者)

第3条 この告示による融資に係る利子補給の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号の要件を全て備えるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた者
- (2) 市内に本店登記がある法人又は市内に主たる事業所がある個人事業主
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 七尾市緊急経済対策信用保証料補助を受けていない者

(利子補給の期間)

第4条 利子補給金の交付対象期間は、融資に係る償還(利子のみの償還含む。)が最初になされた日から1年以内とする。

2 第6条第1項第1号に規定する借入申込書等の契約書の記載事項に変更が生じた場合における利子補給の期間は、当該変更前の期間を通算した期間とし、1年以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、利子補給金の交付対象期間において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日を利子補給金の交付期間の終期とする。

- (1) 事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日

(補給金の額及び利子補給率)

第5条 利子補給金は、第2条に規定する資金の利子として支払った額(ただし、この告示に基づく利子補給金以外に当該対象融資の利子補給金がある場合は、当該利子補給金の額を除いた額。)とする。

2 前項の規定による利子補給金は、100円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 利子補給率は10分の10、利子補給金の上限は30万円とする。

(利子補給の申込)

第6条 利子補給金を受けようとする対象者は、補給対象融資を受けた後、速やかに七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書等の契約書の写し
- (2) 融資の償還予定表の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する借入申込書等の契約書の記載事項に変更があるときは、七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給申込内容変更届(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

(利子補給の認定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果を七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給認定(不認定)通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第8条 前条の規定により利子補給の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、利子補給期間に係る利子の支払い後に、七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)(以下

「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 利子支払証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定)

第9条 市長は、認定者から申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、利子補給金を交付することが適当であると認めるときは、七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により認定者に通知するものとする。

(補給金の請求及び交付)

第10条 認定者は、前条の通知を受けたときは、七尾市緊急経済対策経営安定融資利子補給金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理し、適当と認めた場合には、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第11条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利子補給の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により利子補給金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 償還計画に基づき元金又は利子を期日までに支払わなかったとき。

(3) 公序良俗に反することが明らかになったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、利子補給金の交付を停止し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年5月1日告示第155号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第1号の2 (第6条関係)

(略)

様式第2号(第7条関係)

(略)

様式第3号(第8条関係)

(略)

様式第4号(第9条関係)

(略)

様式第5号(第10条関係)

(略)

【別添1】

| 機関名 | 融資名 |
|--------------|--|
| 株式会社日本政策金融公庫 | (1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (2) 新型コロナウイルス対策マル経融資 (3) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (4) 新型コロナウイルス対策経融資 |
| 石川県 | (1) 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資 |